

「2019（後期）リベンジセット児童家庭福祉」2019年6月更新 新旧対照表

【ポイント集（インプット編）】

p	更新箇所	旧	新
31	No. 14 1行目	「 <u>放課後子ども総合プラン</u> 」	「2018（平成30）年9月に策定された「 <u>新・放課後子ども総合プラン</u> 」」
41	No. 2 2行目	「保健師、」	「 <u>歯科医師</u> 、保健師、助産師、看護師、」

【ポイント集（アウトプット編）】

p	更新箇所	旧	新
31	No. 14 1行目	「（ A ）」	「2018（平成30）年9月に策定された「（ A ）」」
41	No. 2 2行目	「保健師、」	「 <u>歯科医師</u> 、保健師、助産師、看護師、」

【予想問題集（問題編）】

p	更新箇所	旧	新
42	問40・A	「2015（平成27）年度」	「2016（平成28）年度」

【予想問題集（解答編）】

p	更新箇所	旧	新
40	問38・A	「医師、弁護士、学校の教職員、保健師」	「学校の教職員、医師、 <u>歯科医師</u> 、保健師、助産師、看護師、弁護士」

【各種資料ダイジェスト版】

p	更新箇所	旧	新
11	第8条① 1行目	「第27条第6項、 <u>第33条第5項</u> 、」	「第27条第6項、」
12	(第8条)⑧ 2行目		
23	第21条の10の5① 2行目	「医師、看護師」	「医師、 <u>歯科医師</u> 、保健師、助産師、看護師」
27	第25条の2① 1行目	「 <u>第33条第8項</u> 」	「 <u>第33条第10項</u> 」
29	第28条② 3行目	「以下この条において同じ。」	「以下この条並びに <u>第33条第2項及び第9項</u> において同じ。」

30	(第28条)④ 2行目	「期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を <u>求め</u> 、」	「期限を定めて、当該申立てに係る <u>保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること</u> 、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を <u>求めること</u> 、」
	(第28条) 新設⑤	(なし)	「家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行ったときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。」
	(第28条) 旧⑤ (→新⑥) 1行目	「措置に関する承認の審判」	「措置に関する承認の <u>申立てに対する承認の審判</u> 」
	(第28条) 旧⑤ (→新⑥) 2行目	「当該 <u>保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。</u> 」	「当該 <u>保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。</u> (第28条 以下省略)」
	第31条④三 1行目	「第33条第6項から第9項まで」	「第33条第8項から第11項まで」
31	第33条② 1行目	「第27条第1項又は第2項の措置を採る」	「第27条第1項又は第2項の措置 <u>(第28条第4項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。)</u> を採る」
	第33条⑤ 3行目	「及び引き続き一時保護を行った後2月を <u>経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。</u> 」	「及び引き続き一時保護を行った後2月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、 <u>児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。</u> 」
	第33条⑤ 下から2行目	「親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合は、この限りでない。」	「親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の <u>未成年後見人に係る第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。</u> 」
	第33条の6④ 2行目	「第33条第6項第2号」	「第33条第8項第2号」

32	第 33 条の 7 1 行目	「 <u>児童又は児童以外の満 20 歳に満たない者(以下「児童等」という。)</u> の親権者」	「 <u>児童等</u> の親権者」
64	第 49 条④ 2 行目	「看護師」	「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第 63 条において同じ。）」
	第 49 条⑧ 1 行目	「看護師」	
65	(第 49 条) ⑫ 2 行目		「看護職員」
68	第 63 条⑦ 2 行目 第 63 条⑨ 1 行目		